

## 6 . 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時 間 の 区 分		当 該 地 域
	昼 間	夜 間	
A A	5 0 デシベル 以下	4 0 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	5 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域
B	5 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域
C	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、概ね、次のとおりである。  
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6 - 2 - 1 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

- (注) 1 A A地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。  
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 >（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 0 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。  
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。  
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。  
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表6-2-2 自動車騒音常時監視結果（平成13年度）

No	評価区間名	評価区間	評価区間距離(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)			騒音測定地点	測定開始日	騒音測定結果Leq(dB)		車線数
					昼間	夜間	昼夜間とも	昼間	夜間	昼夜間とも			昼間	夜間	
1	国道8号線	敦賀市岡山町1丁目 ～敦賀市道口	0.6	37	30	14	14	81.1%	37.8%	37.8%	敦賀市 岡山町1丁目	11月20日	72	74	2
2	県道敦賀美浜線	敦賀市野神町 ～敦賀市金山	3.1	415	415	415	415	100.0%	100.0%	100.0%	敦賀市 市野々町1丁目	11月20日	70	63	2
3	県道武生美山線	武生市新保1丁目 ～武生市横市町	3.3	367	247	249	247	67.3%	67.8%	67.3%	武生市 国高2丁目26-4	11月14日	74	68	2
4	県道福井鯖江線	鯖江市桜町2丁目 ～武生市本保町	2.2	132	117	116	116	88.6%	87.9%	87.9%	武生市 家久町63-4	11月14日	71	69	2
5	国道27号線	小浜市遠敷 ～小浜市和久里町	2.5	68	53	21	21	77.9%	30.9%	30.9%	小浜市 木崎28-15	11月19日	75	75	2
6	国道8号線	鯖江市御幸町 ～鯖江市柳町	3.1	9	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	鯖江市 水落2丁目30	11月7日	76	75	4
7	県道福井鯖江線	福井市浅水町 ～鯖江市三六町2丁目	3.0	348	348	348	348	100.0%	100.0%	100.0%	鯖江市 三六町2丁目2	11月14日	67	61	2
8	国道305号線	三国町覚善 ～三国町新保	2.7	110	110	110	110	100.0%	100.0%	100.0%	三国町 中央1丁目6	11月7日	69	61	2
9	国道27号線	美浜町佐柿 ～美浜町郷市	1.9	160	125	87	87	78.1%	54.4%	54.4%	美浜町 木野	11月19日	72	73	2
評価範囲全体				1,646	1,445	1,360	1,358	87.8%	82.6%	82.5%	評価範囲全体				
			22.4	693	516	476	476	74.5%	68.7%	68.7%	近接空間：道路端から15m(2車線以下)または20m(2車線超)の範囲				
				953	929	884	882	97.5%	92.8%	92.5%	非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所				

表 6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

< 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例 > (等価騒音レベル)

昼 間	夜 間
7 5 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域  
 第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域  
 (時間の区分) 昼間:午前 6 時から午後 10 時まで、夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで  
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 - 1 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

(その他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 ホンを減じた値とする。

表 6 - 5 - 2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準				備考	
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業の 禁止	1日の 制限	作業時間 の制限		日曜日、 その他の 休日の 作業禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル		第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 日 休	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く。

表 6 - 6 - 1 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域：都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。  
 第2種区域：都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。  
 第3種区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。  
 第4種区域：都市計画法に基づく工業地域。  
 第5種区域：都市計画法に基づく工業専用地域。  
 その他の区域：上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで  
 夕：午後7時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ホンを減じた値とする。

表 6 - 6 - 2 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種、第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」の4種  
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 7 - 1 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 7 - 2 特定建設作業と規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打 くい抜機を 使用する作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日 の午後7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の日	もんけん、圧入式くい打 機、油圧式くい抜機、圧入 式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
舗装版破碎 機を使用す る作業						第2号区域 午後10時 から翌日 の午前6時 まで
ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除く、作業 地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日にお ける当該作業使用する作 業に係る二地点間の最大 距離が50mを超えない作 業限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表 6 - 8 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。  
 B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 9 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-10 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成14年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合計	
	金属加工機械	空気圧縮機・送風機	機土石用破碎機・ふるい等	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織	機織
市町村名	66	154	147	922	3	4	229	6,164	5	6	75	175	1	2	87	311	7	35	2	7	622	7,780
福井市	24	101	25	85	1	50	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28			84	395
敦賀市	65	246	33	366	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	16			234	3,119
武生市	3	180	11	57							8	41			9	23		25	2		31	328
小浜市	1	1	2	22			15	964			25	38			4	16					47	1,041
大野市			16	82	2	6	85	4,622			6	30			3	15	1				113	4,756
勝山市	20	160	24	82	2	3	144	7,321	4	4	9	17			9	33	5	20	1	4	218	7,644
鯖江市	2	7	10	52			46	1,452			2	5			4	12					64	1,528
松岡町							4	211			5	17			4	21					13	249
三国町															2	7					2	7
芦原町																					45	1,176
金津町	2	53	7	82			33	1,035			3	6									357	3,664
丸岡町	1	6	2	6			343	3,620	2	2	6	25			3	5					88	2,511
春江町							87	2,507							1	4					78	1,321
今立町			1	1			40	1,250			7	8	21	31	5	16	4	15			4	11
美浜町	1	3	6	38	2	2			1	1	3	10									10	44
高浜町	185	911	285	1,796	11	25	1,103	31,506	21	26	195	510	26	44	160	603	21	140	3	13	2,010	35,574
合計																						

(資料：環境政策課)

表6-11 騒音に係る特定建設作業届出状況(平成13年度)

作業種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		合計	
	くい打機等を使用する作業	打機等を使用する作業	空気圧縮機をまく岩機を使用する作業	空気圧縮機をまく岩機を使用する作業	コンクリートポンプ等を設ける作業	コンクリートポンプ等を設ける作業	バックホウを使用する作業	バックホウを使用する作業	トラクタ等を使用する作業	トラクタ等を使用する作業	ブルドーザを使用する作業	ブルドーザを使用する作業	その他	その他	その他	その他	その他	その他
市町村名	4	7	2	3	1	3	4	9	4	14	2	16						
福井市																		
敦賀市																		
武生市																		
大野市																		
勝山市																		
鯖江市																		
三国町																		
高浜町	1		1	1														3
合計	13		3	5				14										35

(資料：環境政策課)

表6 - 12 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成14年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合計		
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
金属加工機械圧縮機	44	79	59	300	1	1	88	2,345			6	7	23	60			6	98	2	2	229	2,892	
市町村名																							
福井市	18	98	14	26			1	48	2	4	3	3	6	36			1	28			45	243	
敦賀市	55	142	20	130	3	12	67	2,210			4	4	11	27	1	13	2	20			163	2,558	
武生市	3	180	7	29							2	2	1	1				25		2	13	239	
小浜市			1	21			15	964			2	2	2	11						1	21	999	
大野市	1	2	2	26	2	34	68	4,330			2	3					1	2			76	4,397	
勝山市	25	291	14	39	3	4	55	2,569					6	14		4	3	22	1	4	107	2,947	
鯖江市			3	6			51	1,274					4	11							58	1,291	
松岡町							4	211													4	211	
三国町													2	7							2	7	
芦原町	1	1	6	32			10	315													17	348	
金津町			2	6			153	1,633			1	2									156	1,641	
丸岡町							87	2,507					1	4							88	2,511	
春江町			2	2			28	732					1	1				2	13		33	748	
今立町												3	10								3	10	
美浜町	1	3	3	14	1	1															5	18	
高浜町	148	796	133	631	10	52	627	19,138	2	4	23	33	57	172	1	17	15	208	4	9	1,020	21,060	
合計																							

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6 - 13 振動に係る市町村別特定建設作業届出状況(平成13年度)

作業種類	合計			
	1 項	2 項	3 項	4 項
市町村名				
福井市	4		2	10
敦賀市	7			2
大野市	1			1
鯖江市				
三国町				
合計	12		2	13

(資料：環境政策課)

表6 - 14 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況 (平成14年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	31	119							31	119
敦賀市	22	41					1	1	23	42
武生市	20	53	2	2					22	55
小浜市	3	11							3	11
大野市	10	30							10	30
勝山市	5	18							5	18
鯖江市	3	4							3	4
美山町	1	1							1	1
三国町	23	118							23	118
芦原町	8	14							8	14
金津町	4	20							4	20
丸岡町	8	8							8	8
春江町	4	13							4	13
坂井町	14	25					1	1	15	26
今立町	2	2							2	2
池田町	3	9							3	9
南条町	1	1							1	1
今庄町				1						1
宮崎村	3	3							3	3
三方町	12	48							12	48
美浜町	13	15							13	15
上中町	4	4	1	1					5	5
大飯町	5	7							5	7
合計	199	564	3	4			2	2	204	570

(資料：環境政策課)